

福島県12市町村^(※)へ転入し、新たに起業される方を支援します。

(※) 福島県12市町村とは、以下の市町村です。

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

福島県12市町村起業支援金 (令和3年度)

補助対象者の主な要件

- ①から⑨の全てに該当する者が対象となります。
- ①令和4年2月15日までに、12市町村で新たに起業する者
- ②12市町村に住民票を移す直前、又は申請する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していた者
- ③令和3年7月1日以降に12市町村に転入した者、又は、令和4年2月15日までに12市町村に転入する意思が確認できる者
- ④12市町村に定住(5年以上継続して居住)する意思を有している者
- ⑤平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者(住民票がある者)以外の者
- ⑥福島県が別に定める者のいずれかに該当する者
- ⑦法令遵守上の問題を抱えている者でないこと
- ⑧申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- ⑨日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

補助対象事業の主な要件

- ①から⑤の全てに該当する事業が対象となります。
- ①12市町村で新たに起業する事業であること。
- ②事業期間内に新たに起業する事業であること。
- ③事業の継続性が一定程度見込まれること。
- ④公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

補助対象経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の起業に要した経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

補助率等

補助対象経費の **3/4以内、最大400万円**

公募期間

令和3年7月29日(木)～9月21日(火)

- ・1回目の審査 ①令和3年7月29日(木)～令和3年8月16日(月)受付分
- ・2回目の審査 ②令和3年8月17日(火)～令和3年9月21日(火)受付分

※ 予算額に達した場合又は達すると見込まれる場合は、公募期間内であっても、募集を終了する場合があります。

(1次(書面)審査を通過した方が、2次(面接)審査に参加することができます。)

事業期間

- ① 令和3年 9月上旬
 - ② 令和3年 10月中旬
- ～令和4年2月15日(火)

■ 補助対象経費は、事業期間中に生じたものを対象としますので、支払い等については、原則として、事業期間内に行ってください。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-kigyoushienkin.html>

福島県12市町村起業支援金

検索

お問合せ 福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター 024-563-5598 (月～土曜日 12時～20時)